

## 介護保険対象自己負担額のご案内

下記料金は介護保険負担割合が「1割」の場合の金額です。「2割(3割)」の場合は2倍(3倍)した金額となります。  
別に介護保険対象外の利用料が必要となります。(「その他の利用料(介護保険対象外)のご案内」をご参照下さい。)

### 《通所リハビリテーションサービス》

【令和 3年 4月1日より適用】

項目		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
基本	通所リハビリテーション費(通常規模型)					
	1時間以上2時間未満	366/日	395/日	426/日	455/日	487/日
	2時間以上3時間未満	380/日	436/日	494/日	551/日	608/日
	3時間以上4時間未満	483/日	561/日	638/日	738/日	836/日
	4時間以上5時間未満	549/日	637/日	725/日	838/日	950/日
	5時間以上6時間未満	618/日	733/日	846/日	980/日	1112/日
	6時間以上7時間未満	710/日	844/日	974/日	1129/日	1281/日
7時間以上8時間未満	757/日	897/日	1039/日	1206/日	1369/日	

項目					
基本	基本時間帯前後の延長	8時間以上9時間未満		50/日	
		9時間以上10時間未満		100/日	
		10時間以上11時間未満		150/日	
		11時間以上12時間未満		200/日	
		12時間以上13時間未満		250/日	
		13時間以上14時間未満		300/日	
	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)			22/日	
	入浴介助加算	(Ⅰ)	40/日	(Ⅱ) 60/日	
	リハビリテーション提供体制加算	3時間以上4時間未満			12/日
		4時間以上5時間未満			16/日
		5時間以上6時間未満			20/日
		6時間以上7時間未満			24/日
		7時間以上			28/日
リハビリテーションマネジメント加算 (A)イ	開始日から6月以内	560/月	開始日から6月超	240/月	
	開始日から6月以内	593/月	開始日から6月超	273/月	
リハビリテーションマネジメント加算 (B)イ	開始日から6月以内	830/月	開始日から6月超	510/月	
	開始日から6月以内	863/月	開始日から6月超	543/月	
加算	短期集中個別リハビリテーション実施加算(開始日から3月以内)			110/日	
	認知症短期集中リハビリテーション実施加算	(Ⅰ)1週間に2日まで		240/日	
		(Ⅱ)1月に4回以上		1920/月	
	生活行為向上リハビリテーション実施加算			1250/月	
	理学療法士等体制強化加算(1時間以上2時間未満の場合のみ)			30/日	
	若年性認知症利用者受入加算			60/日	
	栄養アセスメント加算			50/月	
	栄養改善加算(月2回を限度)			200/回	
	口腔・栄養スクリーニング加算(6月に1回を限度)	(Ⅰ)	20/月	(Ⅱ) 5/月	
	口腔機能向上加算(月2回を限度)	(Ⅰ)	150/月	(Ⅱ) 160/月	
	重度療養管理加算			100/日	
	中重度者ケア体制加算			20/日	
	科学的介護推進体制加算			40/月	
施設が送迎を行わない場合(片道につき)			-47/回		
移行支援加算			12/日		
感染症・災害により臨時的に利用者数が一定減少している場合			基本に3.0%相当額を加算		
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)			基本+加算の合計に4.7%相当額を加算		
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)			基本+加算の合計に2.0%相当額を加算		

### 《介護予防通所リハビリテーションサービス》

項目		要支援1	要支援2
基本	介護予防通所リハビリテーション費	2053/月	3999/月
	生活行為向上リハビリテーション実施加算		562/月
	サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	88/月	176/月
	若年性認知症利用者受入加算		240/月
	利用開始月から12月を超えた場合	-20/月	-40/月
	運動器機能向上加算	225/月	200/月
	栄養アセスメント加算	50/月	200/月
	栄養改善加算		200/月
	口腔・栄養スクリーニング加算(6月に1回を限度)	(Ⅰ) 20/月	(Ⅱ) 5/月
	口腔機能向上加算	(Ⅰ) 150/月	(Ⅱ) 160/月
	選択的サービス複数実施加算(Ⅰ)		480/月
	選択的サービス複数実施加算(Ⅱ)		700/月
	事業所評価加算		120/月
	科学的介護推進体制加算		40/月
	介護職員処遇改善加算(Ⅰ)		基本+加算の合計に4.7%相当額を加算
	介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)		基本+加算の合計に2.0%相当額を加算

◆上記料金は全て非課税で、情勢・サービス提供状況により変更する場合があります。また全ての加算項目を算定するものではありません。